

早川町・身延町・南部町医療事務組合職員給与条例

(令和 7 年 9 月 1 日条例第 16 号)

地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項の規定に基づき、組合の職員の給与に関し必要な事項を定めるものとし、この条例に定める事項のほか必要な事項は、身延町職員給与条例(平成 16 年身延町条例第 47 号)の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日までに地域医療連携推進法人みなみやまなしにおいてなされた給与に係る支給、処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた支給、処分、手続その他の行為とみなし、これらの行為に係る期間は通算する。